

陳 情 文 書 表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第179号（5.2.2） 教育長の意見書の撤回を求める陳情
陳 情 の 要 旨	神教委児第2252号令和4年12月28日付「調査報告書（素案）への意見について」を撤回すること。ただし、誤記の訂正を除く。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会委員 西尾 裕美
送 付 委 員 会	教育こども委員会

A

2023年2月2日

神戸市会議長様

(陳情者)

伊丹市

学校事故事件 被害者遺族の会 代表

新上五島町いじめ自死第三者委員会委員

西尾 裕美

(電話)



ヤクザのインネンや総会屋のイチャモンのような、
長田教育長の意見書（神教委児第 2252 号）の撤回を求める陳情

陳情趣旨

<陳情に至る背景>

2019年11月29日、私どもの陳情第15号が採択され、神戸市教委と学校の隠蔽を調査する調査委員会が立ち上がり、今日に至ります。調査委員会は昨年11月17日に「調査報告書（素案）」（以下、「素案」とする）を作成し、今年3月を目途に最終報告書をまとめ上げる予定で、引き続き作業を進めています。

ところが、長田教育長は令和4年12月28日付「調査報告書（素案）への意見について」を提出しました。その文書を開示請求したところ、ヤクザのインネンや総会屋のイチャモンかと思えるものです。よって、令和4年12月28日付「調査報告書（素案）への意見について」の撤回を求めます。

<調査への妨害行為>

市教委は陳情採択の後、次の様々な妨害行為を行ってきました。

- ① 正当な理由もなく、陳情採択から調査委員会の発足を1年間遅らせた。
- ② 発足時にこれまで存在しないとして隠蔽していた、段ボール4箱分（推定約5,000枚）の資料を委員に送り付けた。膨大な量であるにもかかわらず、一切整理されておらず、重複するものもかなりある。作成者や作成日時が完全にバラバラに綴じられていたのみならず、作成者、作成日時、作成の経緯や目的などが不明なものもかなり多かった。そのため、その整理と理解、事案の把握に膨大な時間を要することとなった。
- ③ 調査対象である長田教育長は、公務多忙を理由に、1年半聴取に応じてこなかった。

調査期間は2年間であるにもかかわらず、1年半も聴取に応じないことは意図的ではないか。そのため相当な時間と経費が浪費していることになる。

さて、昨年4月15日（金）に毎日放送が取材に来て、なぜ長田教育長はいまだに聴取に応じないのか質問したため、翌4月18日（月）に急遽聴取に応じたものと思われる。それは次のことから裏付けられる。毎回、調査委員会の開催は、前日までに記者発表資料をHPに上げて告知される。だが、この4月18日（月）第18回の会合のみ、記者発表資料がアップされていなかった。急遽、マスコミ対策で応じたため、HPの掲載が間に合わなかったのであろう。

- ④ 隠蔽を指揮したとされる小川 元教育長、橋口 元教育長は、教委事務局からの連絡に対して、体調不良を理由に聴取を拒否した。体調不良を理由にしているにもかかわらず、なぜか雪村 前教育長の葬儀には両名とも元気に参列している。教委事務局の連絡に不自然なこともあり、調査委員会が別ルートで両名の所在を調べ、直接聴取に応じるように要請している。それでも結局調査には応じず、調査を難攻にしていった。

加えて、このような作業は本来調査委員自ら行うものではなく、そのような作業に時間と手間が取られる。

- ⑤ 昨年、監理室が突如、3か月かけて「事務局文書」「学校文書」「担任文書」の隠蔽問題を調査した。しかし、その調査は結論ありきの不当なものであり、調査委員会の判断を誤らせることをねらいにしたものと思われる。

（監理室の調査に関して、別途陳情「監理室の不当な調査の撤回を求める陳情」を参照ください。）

挙げればキリがないので、これまでの妨害行為の主なものはこの程度に止めておきますが、今回、令和4年12月28日付「調査報告書（素案）への意見について」の提出は、これまでにない最悪の妨害行為です。

「素案」は240頁にわたり、具体的な理由・根拠を示して、明確に書かれています。それに対して内容が不明である旨主張されていますが、それは単に読解力が乏しいだけです。教育委員会には国語の先生が多数いますから、その先生に読んでもらって、解説してもらえばよい話です。

また、「隠蔽の定義」を尋ねていますが、いじめ防止対策推進法34条に「隠蔽」が書かれています。市教委は同法の「隠蔽」の定義も知らないまま、今日まで業務をしてきたのでしょうか。同法では特段の定義は書かれていないので、一般の辞書に書かれている「故意に覆い隠すこと」という意味です。調査委員会も特段の定義を書いていないので、同法と同じ意味で使用しているものと思われます。市教委が「隠蔽」の定義がわからないと言うのであれば、文科省や法務省に問い合わせれば済む話です。

次に、故意か過失か、意図したものか否かは、その行為を行なった本人以外誰もわかりません。そのため教育委員会が中立公正に調査できると人物として、調査委員会の委員を委嘱したのであって、このような意見書を提出することは、調査委員会の第三者性を否定することになります。長田教育長は、調査委員会が総合的に判断したことを真摯に受け入れる姿勢をもつべきです。

よって、長田教育長の意見書は、ヤクザのインネンや総会屋のイチャモンと同様で、調査委員会を困らせ、最終報告書を遅らせることを目的とした不当なものと言えます。

<調査委員会の経費 約4千万円>

調査委員会の発足から2年間で、すでに総額35,968,710円の経費がかかっています。現在3年目に入り、最終的には4千万円を超えるものと思われます。

ヤクザのインネンや総会屋のイチャモンのような長田教育長の意見書を、調査委員会が対応することになれば、この先5千万円、6千万円と調査費用はさらに膨れ上がります。

なお、この調査費用は、すべて我々市民の税金であること。現在4千万円近くと膨大になっている原因は、市教委の調査妨害とこれまで17年間の隠蔽と不当行為によるものであることを改めて認識いただきたい。

陳情事項

神教委児第2252号 令和4年12月28日付「調査報告書(素案)への意見について」は、ヤクザのインネンや総会屋のイチャモンレベルである。長田教育長に対して、撤回することを求める。

ただし、誤記の訂正は除く。

以 上